

(案)

平成17年1月26日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市公立大学法人評価委員会

委員長 川村 恒明

意見書

公立大学法人横浜市立大学に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法第25条第3項に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

- 1 地方独立行政法人法第25条の規定により定める公立大学法人横浜市立大学中期目標については、別紙のとおり定めることが適当である。

以上